

大使館からのお知らせ（ポーランドからの帰国方法に関する情報（4月21日））

＜ポイント＞

- ＬＯＴ韓国行き特別便に関する情報
- 韓国でのトランジットに関する注意事項
- ご帰国後について

1 ポーランド航空（ＬＯＴ）韓国行き特別便に関する情報

当地韓国大使館からの情報によれば、明22日（木）にワルシャワ発仁川（韓国）行きのフライト（L01097, 18:55 ワルシャワ・ショパン空港発～12:40 ソウル仁川空港着）の運航が予定されており、ご関心のある方は、ポーランド航空（ＬＯＴ）のウェブサイトから航空券購入が可能ですので、お知らせいたします。なお、仁川から日本までのフライトもご自身で手配する必要がありますので、予めご注意ください。

2 当地韓国大使館及び在韓国日本大使館に確認したところ、トランジットに関する注意事項は以下のとおりです。

- （１）仁川から日本までのフライトについて、現状運航されている便は、1日1便（大韓航空：出発時間 13:20）のみです。
- （２）上記1で案内した仁川便から上記2（１）の日本便へは、乗り継ぎ時間が短く同日中のトランジットが不可能です。トランジットホテルの手配をご自身で行っていただくか、空港内（免税エリア）で待機していただく必要があります。
- （３）韓国は、我が国との査証免除協定を停止していますので、査証を所持していない方は入国できません。
- （４）上記（３）のとおり、現在韓国国内には入国できませんので、ワルシャワから成田までのバゲッジ・スルーが可能かどうかを必ず航空会社にご確認ください。バゲッジ・スルーが出来ない場合、荷物を手荷物程度にさせていただくことをお勧めいたします。
- （５）トランジットの場合も、仁川空港到着フロアで健康状態検査を受ける必要があります。仮に発熱など異常があると判断されると、別途医師の問診などを受ける必要があります。場合によってはPCR検査を求められ、乗り継ぎ便へ影響する可能性がありますので、予めご注意ください。

3 ご帰国後について

- （１）ご帰国後、空港においてアンケートへの記入やPCR検査が義務付けられております。
- （２）検疫所長の指定する場所（自宅等）での14日間の待機、及び公共交通機関を利用しないことを要請されますので、ご注意ください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆ＨＰ：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html